

平成21年度第2回総合セキュリティ対策会議

(平成21年11月18日)

発言要旨

1. 開会

【事務局より、第2回会議から参加することとなった委員を紹介】

2. インターネット・オークション事業者における取組みについて

【委員3名から、インターネット・オークション事業者における取組みについて発表】

捜査機関とインターネット・オークション事業者だけではなく、カーナビメーカーや販売事業者等が協力して、インターネット・オークションにおける盗品カーナビの流通防止の対策ができればいいと思う。

匿名エスクローサービスは、例えばどのような場合に利用されるのか。

例えば若い女性が出品をした際、自分の名前や住所等を相手に知られたくないという場合に、匿名のまま取引が完了できるということで、利用されているケースがあると認識している。

カーナビの製造番号の表示方法及びその内容については、法令上の根拠等があるのか、それとも自主的にやっているものなのか。

おそらく、法的な根拠はなく自主的なものである。

自主的にやっているものであるとして、表示方法や表示する内容等について標準化又は規格はあるのか。

標準化又は規格として、決められたものはおそくない。

インターネット・オークション事業者において、製造番号等の表示がないものを自動的に削除する等の取扱いができない理由を伺いたい。例えば、ユーザーに写真を掲載させる場合、オークションのシステムに負荷がかかるというのは分かるが、他にどのような課題があるのか。

製造番号の記入をお願いベースにしている理由は、記入された番号が本当かどうかインターネット・オークション事業者側では確認できないので、その状態で削除しても、利用者等に記入の手間をかけてまで、どの程度効果があるのかははっきりしないためである。つまり、記入された番号が本当であることが一定程度担保されれば、利用者に製造番号の記入を義務化する意味も出てくると思うし、削除するときの基準もはっきりすると思う。

犯罪者が実行しようとしているときに、どう見てもしり抜けが簡単にでき、犯罪者に侮られてしまうような対策はすべきでないと思う。

インターネット上の写真というのは、他人の写真を簡単に複製できるので、掲載された写真の真正性も全く分からない。このような状況で、手間をかけて写真を掲載しても、実効性がないと思う。

製造番号の記入や写真の掲載を義務化しても、それをシステム側で虚偽かどうかという点を含めての確認は非常に難しいと思う。また、結局消費者側で盗品を買った場合にデメリットが生じないので、全体として盗品の流通防止に役に立つような仕組みというのは、製造番号の記入や写真の掲載の義務化という部分だけでは難しいのではないか。

消費者とのユーザーインターフェースの部分で実効性のないことをやるのは難しいと思う。

インターネット・オークション事業者側で一番重視するところはどこか。例えばシステム負荷がかかる、ユーザーに迷惑がかかる、犯罪者に侮られることの序列づけはできるのか。

また、実効性が100%ないかもしれないが、実証的なデータがあるわけではないので、抑制的な効果はある程度あるのか、やってみないと分からないと思うが、その辺について事務局の考えを伺いたい。

事務局： 完璧なものを求める、完璧でなければ犯罪者に侮られるという考え方も確かにあるかもしれないが、そうやって何もやらないことこそ侮られるのではないか。少しでもその犯罪が減るような方法を考えていく必要があるのであって、あまりにも最初から完璧なものを求め過ぎると非常に時間もかかってしまい、その間に被害が増えていくと思う。システム上の大変な労力やコストが必要であり、その上実効性がないというのであれば、そのような対策はとるべきでないと考えますが、若干の労力でできるのであれば、100%を最初から求めずに、一步一步進んでいけばよいと思う。

いずれの事業者も、全く何もやらないと言っているのではなく、ある程度のものが見えればそれはやるべきであると思っており、サービスを悪用されてもよいとは全く思っていない。ただ、インターネット・オークション事業において、これまで色々行ってきた経験の積み重ねから、インターネット・オークション事業者単独で、製造番号や写真の表示を義務化しても意味がない。つまり、意味があるようにプラスアルファをしていただきたい。

インターネット・オークションにおける携帯電話に係る対策では、製造番号の記入の欠落している商品が結構見受けられるし、携帯電話の場合は、落札者が被害者になる事案について対策を講じられているのであって、普通の盗品とは違う構造にあると思う。

また、インターネット・オークションにおける出品数は、2004年から2.5倍

と増加している一方で、インターネット・オークションにおける盗品は2004年から2倍となっており、御説明にあったように頭打ちということを表しているわけではないと思う。むしろ、インターネット・オークション上で盗品が扱われる件数が下がっていないという状態が、由々しき問題だと思う。

その他、インターネット・オークション上において、盗難カーナビの流通が急激に伸びているのは、特殊な事象であるという御説明があったが、インターネット・オークションが健全な意味で成長するためには、他の製造番号が入ったもの等について、盗品が出回らないための対策が必要であると思う。商品が手元に見えず、誰が売主か分からないものの取引について、写真を1枚撮って張りつける、数字も十何桁打つ、それがそんなに大変な手間なのかどうか疑問ではあるものの、そもそも出品者になるべく商品を説明するという努力が必要であると思う。

携帯電話における対策と比べた場合、製造番号の記入や写真の掲載について効果がないと考えるか、少しでも行った方がよいのかについて、その辺は具体的な経験に基づくところであるものの、ある程度議論を詰められるところだと思う。

警察の特性を活かした対策を講じるにはどうするかということを考えてもよいのではないかと思う。非常にきれいなインターネット・オークションを設計するという考え方ができないだろうか。

インターネット・オークションで、少なくともカーナビに関して製造番号等を記入しないと出品できないということになったときの効果として、100%盗品を排除するという事は不可能で、その率を落とすというのが目的となる。その上で、どのような制度となるか詰めていく必要があると思う。

ソフトウェアのライセンス管理においてもシリアル番号のようなものを入力して使うことができる仕組みがある。ところが、海賊版のソフトウェアが出回っていたり、ダミーの番号が出回っているなどの状況がある。そこで、ある条件で盗品なり海賊版と思われるものに対して、海賊版を使っているということが分かるように画面の後ろを黒くするなど、国によって色々な対策を取っている。そのように実質的な対応をしているという姿勢が見えない限り、こうやって抜ければよいという情報はすぐ出回ってしまう。

簡単にお金になるものが狙われている等のデータを下に取り組むというメッセージが伝わるような施策を考える必要があると思う。例えば盗品の製造番号というものが捜査中も含めて共有されており、それと照らし合わせれば簡単に足がつくというようなメッセージが一緒に出てこない限り、インターネット・オークションにだけ製造番号等を記入させても、効果は限定的だと思う。また、色々な技術を使って、ユーザーの負担を一つ一つ減らしてい

て、できるだけ簡単にサービスを使えるようにしていくということが、インターネット・オークションに限らないインターネットサイトの重要な企業努力の部分であるし、日本でだけ厳しい規制をインターネット・オークションにかけたときに、簡単に海外のサーバーで日本語のインターネット・オークションサイトが作れてしまうという状況もある中で、何らかの負担をインターネット・オークションに求めていくのであれば、実質のある施策とセットであった方が望ましいと思う。

事務局においても、盗品のリストのようなものとの照合等を行うなどの仕組みの組み合わせを考える必要があると思う。

事務局： そのように対応できることを考えたいと思っている。そのためにも、まず盗品かどうか分かるよう製造番号を記入してもらい、あるいはそれが本当であるか担保する手段の1つとして、写真が挙げられている。写真は改ざんできるという指摘があるが、将来はより担保できる手段が必要になると思う。

写真の掲載まで義務化した場合に、それを偽装して出品したものは、詐欺として立証されるのではないか。単に製造番号だけを打ち込むのと、写真まで掲載するのとでは違うと思う。

明らかに改ざんをして、盗品であるものを盗品でないと行って売れば、詐欺として検察も起訴しやすくなると思う。ただ、その議論より前に、製造番号や写真が偽であるのかということが容易にわかるのか、またその負担を誰がするのかを詰めていく必要がある。

事業者及び捜査機関が、お互いにやってきたことについての知見はそれぞれが信頼し合って、その上で何ができるかということ話し合っていく必要があると思う。例えば、ユーザビリティに関して、たかが幾つかの数字を入力することという話ではなくて、そこは事業者側の今までの知見に基づいた意見を尊重した上で、次のステップとしてプラスアルファができるのかということ前向きに検討いただきたいと思う。

事業者と捜査機関がどのように一緒にやっていくのかという観点で考えてもらいたい、そのときに警察でも一肌脱いでいただきたいと思う。

人についての認証の制度、金と交換の確認の制度はある。しかし物についての認証制度はない。物についても、限定的に始めることとして、お金をかけて作っていけばいいと思う

盗品かどうかということ識別するためのデータベースを作る必要があると思う。

今後、インターネット・オークション市場が大きくなって、取引しやすくなっていった場合、どんどん盗品を売ろうという話が出てくると思う。そう

なった場合、ユーザーがある意識を持って、盗まれた瞬間に届け出るということをする必要があると思う。ただ、それが複雑な手続きであれば届け出ない。

また、警察には、盗品データベースを是非作っていただきたいが、そのときにプライバシーの問題等を考えるとともに、簡単に自宅からでも登録できるということを技術的に考えていく必要があると思う。誰もが使いやすいデータベースを作って、少しでも引っかけるということから始めるべきだと思う。

事務局： ユーザーの負担を減らすというお話があったが、盗品でないということを証明してもらうときに、製造番号を何桁も入れるのが大変な手間やストレスとなるということは当然分かるが、単に買ったものについて入力する立場と異なり、実際自分のものを売ろうとしている人については相応の努力をしていただいてもよいのではないかと。

物の真正性の確認の仕組みについては、落札したものであるかどうかということを確認できるという点のみでいえば、エスクロー・サービスにおいて実現をしている。しかし、カーナビが盗品かどうかの確認までは難しい。問題は、落札した側が盗品かどうかということはあまり関心がなく、盗品であっても何ら不利益を被らないので、仮に製造番号が虚偽であっても、写真が偽ものであっても、そもそも関心がないということ。そのため、落札者に何らかの協力を求めるというのは、今の仕組みの中では非常に難しいと思われる。落札者が盗品を使う場合には不利益を被るような仕組みを何か考えるなど、落札者以外の関係者で検討するしかないと思う。

いずれにしても、製造番号の入力の義務化を規約に書くこと自体は非常に簡単だが、それを実効あるものにする、守られるものにするというのは難しいと思うし、インターネット・オークション事業者だけでそれを解決するというのも不可能だと思う。

落札者のところで抑えるのか、もっと前のところで絞るのか、どこでチェックをするのかというようなことを次回以降詰めていく必要がある。

3. 盗品売買等防止団体について

【事務局から盗品売買等防止団体制度について説明】

課題は、カーナビ自体とそれから提供される情報の同一性をどのように担保するかであると思う。エスクローはあるかもしれないが、エスクローはユーザーに利益がなければ働かない。

例えば、古物営業法の告示等を使って、カーナビの製造規格について経済産業省と協力して定めるなど警察としてやるべきことがあると思う。

盗品売買等防止団体制度について、効果が上がっているということだったが、何を根拠に効果が上がっているということなのか。

事務局： 盗品売買等防止団体制度は、販売店等が盗難車を売ってしまうリスクを防ぐために日本二輪車オークション協会等において導入されている。この効果の根拠については、二輪車オークションから、盗難車の販売がほぼ排除できているというお話を協会から伺っている。

盗品売買等防止団体制度の説明の中で、検索され、盗難車として登録されているものにヒットした件数のうち、検挙されたのは何件くらいあるのか。

事務局： 盗難車が発見された場合、証拠として犯人検挙に結びつけることと、被害に遭われた方に還付するということがある。検挙事例については、検挙に至った例はあるが、その数について把握していない。

データベースに登録されるということが、犯人側として自分の身が危うくなるというようなことに結びついていかないと、繰り返す人というのは減らないと思う。つまり、誰かが盗難品を発見することになるので、それをベースに積極的な捜査ができる体制をとっていただければ、例えばインターネット・オークションでこういう類似のことを始めても、効果が上がると思う。

盗難品としてヒットしたものは、もうオークションで売られてないので、成果だと言って宣伝していただきたい。

事務局： 盗品の流通防止ということでは成果が上がっていると考えている。

オークション会場から盗品の排除が一定の成果を上げたということは推察されるが、それが別の売買ルートになったのではなく、犯罪件数自体が減っているということが分かるとよいと思う。

製造番号の表示に関して、次回御発表をお願いいたします。

局長： 今日は大変熱心な御議論をいただきありがとうございます。私どもとしても色々な制度を考えていきたいと思っておりますが、一方で事業者の側からは色々と厳しい御意見もいただきましたので、是非また、事業者の皆さんの持っている知見も活用させていただきたい。どのような制度が考えられるのか、中々100%の制度というのは難しいかもしれませんが、少しでも成果が上がるようなものを作っていきたいと考えておりますので、そういう意味で、皆様方の今までの蓄積された知見もいろいろとまた御教示いただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。